

審査基準整理票

処 分 名	煙突等、昇降機等の確認		
根 拠 法 令 名	建築基準法	(条項) 88条1項 6条1項準用	
基 準 法 令 名	建築基準法施行令 建築基準法施行規則	(条項) 138条1項・2項、 139条～142条 (条項) 3条	
所 管 部 署	都市計画部 建築指導課 審査係		
標 準 処 理 期 間	7日	法定処理期間	7日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 滋賀県内建築基準法取扱基準、他 】</p> <p>・掲載図書等【 大津市ホームページに掲載 】</p> <p>・内 容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <input type="checkbox"/>※</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。